

私学の立場から宮崎県高等学校再編成問題を考える

第4報 宮崎県の私立中学高等学校に対する公費助成について

大 坪 孝 雄

1 はじめに

著者は前報^{1),2),3)}において、私学の立場から宮崎県高等学校再編成問題につき検討し、主として生徒数の動向を明らかにすることにより、私学の将来を考え要望すべき点を報告した。その1部は県教育委員会において配慮されることとなり、昭和48年度を初年度とする高校振興計画の中に汲み入れられて実施に移されている。著者が前報⁴⁾で述べたように、私立高校が真に宮崎県高校教育の振興に寄与するためには、私立高校はさらにその教育条件の整備を進め、教育内容を充実して期待に答える方策を進めなければならない。これは生徒数の確保と共に、極めて重要な問題である。

しかし多くの理由から、私学は経営が圧迫され、教育条件整備は思うにまかせぬ現状にある。このため国では昭和45年度から私立大学等に経常費補助を行なうことになったことに伴ない、高校以下についてもこれに準じ、地方交付税で財源措置がなされることになり、昭和45年度83億円、昭和46年度141億円、昭和47年度234億円が計上された。年々大幅な増額が行なわれ、昭和48年度の地方交付税の積算額は、本年8月頃、昭和48年5月1日現在の学校基本調査による生徒数に1人当たりの単価を基準にして計算されるといわれている。

著者は本報において宮崎県の私立中学高校に対する補助金の状況を報告すると共に、他の都道府県の状況と比較して、補助金増額に関する理解を求めるため本報告をまとめることにした。

Ⅱ 宮崎県の私立中学高等学校に対する補助金の状況

宮崎県私立中学高等学校協会（以下宮崎県中高協会という。）が日本私立中学高等学校連合会（以下日本私中高連という。）に対して報告⁴⁾したところによると、宮崎県の私立中学高等学校に対する補助金の交付状況は、第1表に示す通りである。

第1表 宮崎県の私立中学高等学校に対する補助金一覧 (単位千円)

| 区 分 | 昭和44年度 | | | 昭和45年度 | | 昭和46年度 | | 昭和47年度 | | 昭和48年度 | |
|-----------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|--|
| | a | b | b/a | c | c/b | d | d/c | e | e/d | | |
| 振 興 費 | 3,770 | 40,000 | 1061.0% | 72,000 | 180.0% | 107,000 | 148.6% | 202,000 | 188.8% | | |
| 退職金 社 団 | 4,500 | 4,500 | 100.0 | 4,500 | 100.0 | 4,500 | 100.0 | 4,500 | 100.0 | | |
| 振 興 資 金 給 | 3,600 | 4,500 | 125.0 | 4,500 | 100.0 | 4,500 | 100.0 | 5,400 | 120.0 | | |
| 私 学 共 済 金 | 2,579 | 300 | 116.5 | 3,854 | 128.3 | 4,470 | 116.0 | 5,244 | 117.3 | | |
| 中 高 協 会 | 270 | 4,270 | 100.0 | 270 | 100.0 | 300 | 111.1 | 500 | 166.7 | | |
| 計 | 14,719 | 52,274 | 355.1 | 85,124 | 162.8 | 120,770 | 141.9 | 217,644 | 180.2 | | |

昭和45年度から私立高校以下について運営費補助が行なわれるようになったので、昭和45年以降の宮崎県の私立中学高等学校に対する県費補助金の状況を見ると、毎年大幅な補助金の増額が行なわれ、昭和46年度62.8%増、昭和47年度41.9%増、昭和48年度は当初予算額において80.2%の増となっている。増額の比率について言えば、誠に目覚ましい伸びを示しており、その意味からは、県の私学振興に対する姿勢を評価することができる。

国では地方交付税の積算に当たって、昭和45年度運営費助成を行なうことになってから、密度補正を行なうこととなり、積算の基礎として生徒1人当りの単価を算出しているという。日本私中高連⁴⁾の資料によると、私立高校以下に対する補助金の財源措置として地方交付税の基準財政需要額は、人口170万人の標準団体を基準として行なわれ、その経費を積算されていたが、昭和45年度から運営費補助が行なわれることになり、私立高校以下の児童・生徒数は必ずしも人口に比例しないので、密度補正を行ない、生徒1人当たりの単価を算出することになったという。

その結果、小中高生徒1人当たり、昭和45年度は5,000円、昭和46年度は8,360円、昭和47年度は13,600円で、学校法人立幼稚園はその4割、通信制はその2割であるという。また、昭和48年度は小中高生徒1人当たり21,000円に予定されているといわれる。

以上のことから、本県の補助の状況を明らかにするため、昭和44年以降の私立中学高等学校の生徒在籍数の状況を表示すると第2表の通りである。

第2表 県内私立中学高等学校の昭和44年以降における生徒在籍数の状況

| 年 度 | 私立高校在籍数 | 私立中学在籍数 | 計 |
|-------|----------|---------|----------|
| 昭和44年 | 13,623 人 | 402 人 | 14,025 人 |
| 45 | 13,388 | 403 | 13,791 |
| 46 | 13,590 | 411 | 14,001 |
| 47 | 14,126 | 401 | 14,527 |
| 48 | 14,268 | 397 | 14,665 |

第2表に示した一部は、本報告第1報第5表に表示したものとほぼ一致する。この表に示した在籍数は宮崎県教育委員会による各年度の学校一覧^{5), 6), 7), 8)}によった。昭和48年度在籍

第3表 宮崎県の私立中学高等学校生徒1人当たりの補助金交付状況

| | 私立中学高校 生徒在籍数 (A) | 私立中学高校 に対する県費 補助金 (B) | 生徒1人当 りの交付額 (C=A/B) | 積 算 基 礎 単 価 (D) | 交 付 率 (C/D) |
|-----------------|------------------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------|----------------|
| | 人 | 千円 | 円 | 円 | % |
| 昭和44年 | 14,025 | 14,719 | 1,050 | — | — |
| 45 | 13,791 | 52,274 | 3,790 | 5,000 | 75.8 |
| 46 | 14,001 | 85,124 | 6,680 | 8,360 | 79.9 |
| 47 | 14,527 | 120,770 | 8,314 | 13,600 | 61.1 |
| 48 | 14,665 | 217,644 ※ | 14,841 | 21,000 | 70.6 |
| 45 ~ 48年 の 計 | 56,984 | 475,812 | 8,350 | \bar{X} 11,990 | 69.6 |

注 : \bar{X} は平均を示す。※は当初予算額である。

数は昭和48年5月1日現在で宮崎県総務課のまとめた資料⁹⁾によった。

本県補助金の状況を明らかにするためには、生徒1人当たりの補助額を求め、これを他の都道府県と比較すると共に、国の地方交付税の積算に当たってその基礎となった生徒1人当たりの単価と比較することが良い方法であると共に、理解を得られやすい。

そこで第1表に示した本県補助金の合計と第2表に示した本県私立中学高等学校の在籍数から、生徒1人当たりの補助金の額を求めた。また地方交付税の積算基礎となった生徒1人当たりの単価（以下積算基礎単価という。）に対する本県交付額の比率（以下交付率という。）を求めた。その結果は第3表に示す通りである。

第3表に明らかなように、宮崎県における補助金の交付状況は運営費補助が行なわれ始めた昭和45年以降について見ると、交付率は却って低下し、昭和45年の75.8%で約4分の3は私学に補助されたものが、昭和46年には79.9%と約5分の4まで向上していたのであるが、昭和47年には急に61.1%に低下し、約5分の3に低下した。昭和48年は当初予算額であり、今後地方交付税決定後9月県議会に追加予算を提出する用意がある予定と聞くが、最終予算で更に大幅な増額が望まれる。本県私学関係者が当面の目標とすべきは、交付率において100%を達成することである。その際の私立中学高校に対する補助金総額は、21,000円×14,665人=307,965,000円となるべきであって、当初予算に上積みして増額さるべき補助金額は、307,965,000円-217,644,000円=90,321,000円である。

Ⅲ 九州各県の補助金の交付状況と本県の比較

九州各県の補助金の交付状況をまとめて見た上で、本県の状況を比較することは、本県の私学振興予算の位置を明らかにするものである。そこで九州各県中学高等学校協会が日本私中高連に報告した資料⁴⁾によって表示したものが第4表である。

第4表 昭和48年度における九州各県の私立中学高等学校に対する補助金の交付状況

| 区分 県名 | 運営費 | 退職金 社団補助 | 私学共 済補助 | 中高協 会及び 研修補 助 | 振興資 金利子 補助 | 理産振 等設備 補助 | 授業料 軽減 | 合計 | 生徒数 | 生徒1 人当り の補助 額 | 交付率 | 順位 |
|----------|-----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------------|------------------|-----------|-----------|--------|------------------------|-------|----|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 人 | 円 | % | |
| 福岡 | 1,182,000 | ※ ¹ 34,000 | 68,600 | 4,800 | — | 70,000 | — | 1,359,400 | 68,250 | 19,918 | 94.9 | 3 |
| 佐賀 | 174,011 | 8,760 | 5,008 | 400 | — | 8,412 | — | 196,591 | 9,350 | 21,026 | 100.1 | 2 |
| 長崎 | 121,124 | 38,000 | 12,819 | 8,100 | 15,200 | 52,000 | 154,700 | 401,943 | 21,875 | 18,375 | 87.5 | 4 |
| 熊本 | 405,838 | 28,767 | 107,540 | ※ ² 10,000 | — | — | 100,800 | 652,945 | 28,433 | 22,964 | 109.4 | 1 |
| 大分 | 170,000 | 12,000 | 6,641 | 1,400 | — | — | — | 190,041 | 12,801 | 14,846 | 70.7 | 6 |
| 宮崎 | 202,000 | 4,500 | 5,244 | 500 | 5,400 | — | — | 217,644 | 14,665 | 14,841 | 70.6 | 7 |
| 鹿児島 | 417,000 | 30,190 | 13,903 | 1,200 | 2,025 | 6,016 | — | 470,334 | 25,714 | 18,291 | 87.1 | 5 |

注：沖縄県については資料がない。

※¹…私立学校福祉教育成費

※²…振興会補助

引用文献の資料によって表示したが、熊本県の資料は後に誤りがあることが判明した。これは次報において訂正したが、ここでは文献通りに記載した。

第4表に示したように、本県の私立中学高等学校の補助金の交付状況は、九州7県の中で最も低い。宮崎県の交付率は、先にも述べたように70.6%であって、すでに目標の100%を

上回っている県に熊本県、佐賀県の2県あることを考えると、今後増額を強く求めて然るべきであろう。

補助の内容について見ると、宮崎県で遅れているのは、理科及び産業教育振興費補助等の施設設備費補助が行なわれていないことである。メニュー方式と称して、施設設備整備費補助は、振興費予算に組み入れてあると説明されている¹⁰⁾が、設備補助の行なわれていない県は、熊本、大分、宮崎の3県のみである。この内熊本県は交付率 109.4%で九州7県中第1位であるから、一応満足すべきであろうが、低位に苦しむ宮崎・大分両県はこの面での補助を強化するべきであろう。本年度から宮崎県においても補助が行なわれる予定と聞いているが、国庫補助金と同額の補助が行なわれて、設置者負担額を軽減し、私学の教育条件整備を推進すべきであろう。

次に、授業料軽減による父母負担軽減措置であるが、本年度県内私立中学高等学校は、県の要請を受け、月当たり 200円を値上げしなかった。これに対して別途補助が行なわれることが期待されている。第4表で明らかのように、授業料等の軽減措置がとられているのは、この資料では長崎、熊本の2県のみである。熊本県は生徒1人当たり年 3,600円であるという。この措置の実施によって、本県の運営費補助増額が圧迫されぬよう望みたい。

研修補助の中に極めて画期的な内容を含む県がある。それは私立高等学校教員海外研修補助を打ち出している佐賀、長崎の2県である。長崎県は 160万円、佐賀県は40万円を計上し、限定補助を行なうとしている。特筆すべき内容であろう。

Ⅳ 全国各都道府県の補助金の交付状況と本県の比較

前節と同様にして、全国各都道府県の補助金の交付状況を、日本私中高連の資料⁹⁾によって見ると、更に本県の補助金の状況を明らかにすることができる。

1) 昭和48年度の地方交付税について

昭和48年度の地方交付税に関し、日本私中高連の資料⁹⁾によると、高等学校以下の私立学校助成金は人口170万人の標準団体で次のように積算されている模様であるという。

第5表 昭和48年度地方交付税における高等学校以下の私立学校助成金の積算
(人口170万人の標準団体の場合)

| 区 分 | 昭和48年度 | 昭和47年度 | 増 額 率 |
|----------------|---------|---------|-------|
| | 千円 | 千円 | % |
| 私立学校教職員共済組合補助 | 9,000 | 8,000 | 12.5 |
| 私立学校教職員退職金団体補助 | 42,000 | 36,000 | 16.7 |
| 私立学校運営費補助 | 309,000 | 194,500 | 59.2 |
| 施設・設備補助 | 10,000 | 8,000 | 25.0 |
| 合 計 | 370,600 | 246,500 | 50.34 |

第5表に示した私立学校教職員共済組合補助は標準給与総額の 1,000分の8が積算され、給与改訂、昇給等の増額により12.5%増となったという。また、私立学校教職員退職金団体補助は、標準給与総額の 1,000分の36が積算され、共済組合と同じ理由で16.7%の増額となったと説明されている。

運営費補助については専任教員給与費の10分の4と、新たに専任職員給与費の10分の1が加えられ59.2%の大幅な増額となり、施設設備費補助も25.0%増加したという。

2) 私立学校教職員退職金団体補助について

以上の増加率から第1表に示した昭和47年度に対する増加率を見ると、本県では私学共済補助金は17.3%の増加率であるが、退職金社団補助は昭和44年以來1度も増額されず今日に至っている。毎年標準給与総額は上昇しているのであるから、当然増額がなされよう努力を尽くすべきであろう。日本私中高連の資料⁴⁾によると、退職金社団補助金は地方交付税は標準給与費の1,000分の36を積算されているが、各道府県では定額補助が多く、定率補助を行なっているのは18県であるという。第4表に示したところによって明らかなように、宮崎県の退職金社団補助も九州中で最低で、宮崎に次いで低い佐賀県(定率補助を行なっている。)の876万円に対し、宮崎はその51.4%に過ぎないが、私立学校在籍生徒数はその反面宮崎県が5,315人(56.9%)も多い。佐賀に次いで低いのは大分県の1,200万円で、宮崎県はその37.5%に過ぎないが、私立学校在籍生徒数は1,864人(14.6%)大分県より宮崎県が多い。

以上のことから、定率補助を望むのが当然としても、その実現が困難ならば、せめて大分県より高額な退職金社団補助を望みたい。

定率補助が行なわれている18県名は、日本私中高連の資料⁴⁾によると、岩手、山形、神奈川、東京、福井、愛知、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、佐賀、長崎、群馬の各県であるという。そのうち補助の状況が明らかな都府県について、その状況を表示したものが第6表である。

第6表 私立学校教職員退職金団体に定率補助を行っている都府県の状況

| 順位 | 都府県名 | 補助率※ | 備考 |
|----|------|-------------------------|--|
| 1 | 東京 | $\frac{36}{1000}$ | 他に事務費 $\frac{1}{1000}$ 計 $\frac{27}{1000}$ |
| 2 | 長崎 | $\frac{30}{1000}$ | |
| 3 | 山口 | $\frac{26}{1000}$ | |
| 4 | 兵庫 | $\frac{26.5}{1000}$ | |
| 5 | 島根 | 〃 | |
| 6 | 岩手 | $\frac{26}{1000}$ | |
| 7 | 鳥取 | $\frac{26}{1000}$ | |
| 8 | 京都 | $\frac{22}{1000}$ | |
| 9 | 福井 | $\frac{14}{1000}$ | |
| — | 群馬 | 定額+定率 $\frac{10}{1000}$ | |
| — | 愛知 | 定額+定率 $\frac{5}{1000}$ | |

※ 1. 補助率は標準給与額に対するものである。

2. 山形、神奈川、岡山、広島、徳島、香川、佐賀の各県は資料が入手できなかった。

第8表 全国都道府県の昭和48年度当初予算における生徒1人当たりの補助金の状況

| 順位 | 都道府県 | 生徒1人当たりの補助金額 | 交付率 | 順位 | 都道府県 | 生徒1人当たりの補助金額 | 交付率 |
|----|------|--------------|--------|----|------|--------------|-------|
| 1 | 神奈川県 | 44,561円 | 212.2% | 24 | 秋田県 | 18,859円 | 89.8% |
| 2 | 兵庫県 | 40,784 | 194.2 | 25 | 福島県 | 18,526 | 88.2 |
| 3 | 東京都 | 39,547 | 188.3 | 26 | 千葉県 | 18,484 | 88.0 |
| 4 | 大阪府 | 35,271 | 168.0 | 27 | 香川県 | 18,288 | 87.1 |
| 5 | 福井県 | 32,761 | 156.0 | 28 | 鹿児島県 | 17,576 | 83.7 |
| 6 | 島根県 | 30,830 | 146.8 | 29 | 長崎県 | 17,524 | 83.5 |
| 7 | 愛知県 | 30,198 | 143.8 | 30 | 茨城県 | 17,328 | 82.5 |
| 8 | 山口県 | 28,850 | 137.4 | 31 | 高知県 | 16,799 | 80.0 |
| 9 | 広島県 | 25,830 | 123.0 | 32 | 静岡県 | 16,678 | 79.4 |
| 10 | 岡山県 | 25,798 | 122.9 | 33 | 青森県 | 16,610 | 79.1 |
| 11 | 石川県 | 24,497 | 116.7 | 34 | 富山県 | 16,250 | 77.4 |
| 12 | 和歌山県 | 23,599 | 112.4 | 35 | 岐阜県 | 16,177 | 77.0 |
| 13 | 奈良県 | 23,563 | 112.2 | 36 | 岩手県 | 15,080 | 71.8 |
| 14 | 滋賀県 | 23,447 | 111.7 | 37 | 群馬県 | 14,842 | 70.7 |
| 15 | 鳥取県 | 22,886 | 109.0 | 38 | 栃木県 | 14,575 | 69.4 |
| 16 | 佐賀県 | 21,485 | 102.2 | 39 | 三重県 | 14,472 | 68.9 |
| 17 | 山形県 | 21,056 | 100.3 | 40 | 北海道 | 13,934 | 66.4 |
| 18 | 熊本県 | 21,011 | 100.1 | 41 | 宮崎県 | 13,209 | 62.9 |
| 19 | 新潟県 | 20,848 | 99.3 | 42 | 大分県 | 13,027 | 62.0 |
| 20 | 埼玉県 | 20,219 | 96.3 | 43 | 山梨県 | 12,867 | 61.3 |
| 21 | 福岡県 | 19,920 | 94.9 | 44 | 徳島県 | 10,081 | 48.0 |
| 22 | 京都府 | 19,358 | 92.2 | 45 | 愛媛県 | 5,213 | 24.8 |
| 23 | 長野県 | 19,005 | 90.5 | | | | |

- 注：1. 宮城県及び沖縄県に就いては資料がない。
 2. 本表の生徒1人当たりの補助金額は日本私立中高連の資料である。
 3. 交付率はそれをもとにして著者が算出した。

第8表に示したように、日本私中高連の資料⁴⁾によると、宮崎県の生徒1人当たりの補助金額は13,209円で交付率は62.9%である。その結果全国都道府県中41位となっている。昭和47年においても41位で、交付率も63%であったので進展を見せたとは言えない。

しかし、先にも述べたように、日本私中高連の資料には若干誤差が認められるので、著者が第3表で求めた生徒1人当たり補助金額14,841円、交付率70.6%をこの表にあてはめると、他の都道府県の値の算出に誤りがなければ、全国38位となる。

5) 昭和48年度授業料値上げ抑制と授業料等の負担軽減について

日本中高連の資料によると、高校の授業料等父母負担軽減のための補助金が予算計上される県が年々増加の傾向にあるという。昭和48年度において、新規事業として栃木、滋賀、和歌山の3県が全生徒を対象として予算に組んでいるという。その全国都道府県における実施状況を表示したものが第9表である。第9表に示したように、21都道府県(45.7%)が予算を計上している。

宮崎県中高協会では、昭和48年度授業料を月額200円値上げ抑制することを申し合わせた。これには県からも要請があり、この額に見合う補助金額の増額に努力する旨の申し入れを受けとめる形での抑制措置であったと聞いている。従って、本県では授業料等の負担軽減予算

第9表 全国都道府県における授業料負担軽減の実施状況

| 区分 | 都道府県名 | 補助状況 | 備考 |
|----------------|--------------------------|--|--|
| 高対校象のと全す生る徒もをの | 栃木 | 全日制 年 4,000円 (新規) | 定時制 年 2,200円 |
| | 埼玉 | 年10,000円 | |
| | 東京 | 全日制 年24,000円 | 定時制 年23,760円 |
| | 滋賀 | 全日制 年 8,000円 | 定時制 年 4,000円 (新規) |
| | 和歌山 | 全日制 年 8,000円 | 定時制 年 4,000円 (新規) |
| | 鳥取 | 公立授業料の $\frac{5}{100}$ または $\frac{3}{100}$ | $14,400円 \times \frac{5}{100}$ $9,600円 \times \frac{5}{100}$ |
| 所得制限を設けて補助するもの | 北海道 | 予算 173,500千円 | 就学困難な生徒 |
| | 神奈川 | 予算 年 8,606千円 24,000円 入学金 20,000円 | 5人世帯 235万円以下 |
| | 長野 | 予算 222,034千円 | 所得制限対象率見込26.8% |
| | 愛知 | 予算 年 784,000千円 24,000~12,000円 | 〃 〃 25.0% |
| | 京都 | 予算 年 243,512千円 24,000円 入学金 13,000円 | 〃 〃 30.0% |
| | 大阪 | 予算 年 966,230千円 24,000円(全日制)20,000円(定時制) | 〃 〃 35.0% |
| | 兵庫 | 予算 年 309,600千円 24,000円 | 〃 〃 27.0% |
| | 奈良 | 予算 年 64,500千円 12,000円 | |
| | 山口 | 予算 特別 73,102千円 5,000円 一般月 3,000円 | |
| | 長崎 | 予算 一般 143,000千円 特別 11,700千円 | 一般, 特別 |
| 熊本 | 予算 年 100,800千円 3,600円 | | |
| その他 | 茨城・千葉 岐阜・岡山 | 奨学費補助 | |

が計上されてくるものと期待されたが、実際の昭和48年度当初予算には、振興費の増額に吸収された形で計上されている。授業料値上げを抑制しても、経営が安定しうらば、公私立間の父母負担格差は大きいので、極めて望ましい措置と考えられる。しかし、授業料等負担軽減は、あくまで父母負担の軽減であって、私学の現実の補助額の増額予算とはならない。従って、本年度私学振興予算の中に授業料等負担軽減措置予算が含まれているので、昨年度までの補助金と同質のものとは考えることはできない。私学の立場からすれば、生徒1人月額200円の授業料等値上げ抑制に伴う財源を、私学振興予算の中に新規事業として組み入れられるよう働きかける努力が必要であろう。

しからは、その為の予算をどれだけ計上すべきであるかを求める必要がある。宮崎県総務課による振興費補助金交付要綱によると、交付の対象となる生徒数割は、「当該年度の5月1日現在における学則定員（在籍生徒が学則定員に満たない場合は在籍生徒数）に別に定める額を乗じて得た額を交付する」としている。そこで、昭和48年度の県内私立中学高等学校

の定員及び在籍数から補助対象生徒数及び補助額を求めたものが第10表である。

第10表 県内私立中学高等学校における授業料等負担軽減に伴う
補助対象生徒数及び補助額

| 学 校 名 | 定 員 | 在 籍 生 徒 数 | 補 助 対 象 生 徒 数 | 補 助 金 額 |
|-----------|--------|-----------|---------------|------------|
| 延 岡 学 園 | 860 | 911 | 860 | 2,064,000 |
| 緑 ケ 丘 | 750 | 1,079 | 750 | 1,800,000 |
| 宮 崎 実 業 | 1,350 | 1,867 | 1,350 | 3,240,000 |
| 宮 崎 日 大 | 2,250 | 2,287 | 2,250 | 5,400,000 |
| 日 向 学 院 高 | 750 | 693 | 693 | 1,663,200 |
| 宮 崎 女 子 | 1,800 | 2,183 | 1,800 | 4,320,000 |
| 宮 崎 電 子 | 1,200 | 1,051 | 1,051 | 2,522,400 |
| 宮 崎 中 央 | 1,050 | 621 | 621 | 1,490,400 |
| 宮 崎 | 1,100 | 180 | 180 | 432,000 |
| 日 南 | 990 | 821 | 821 | 1,970,400 |
| 都 城 東 | 1,050 | 556 | 556 | 1,334,400 |
| 都 城 | 1,050 | 1,118 | 1,050 | 2,520,000 |
| 聖ドミニコ | 300 | 285 | 285 | 684,000 |
| 小 林 西 | 900 | 608 | 608 | 1,459,200 |
| 小 計 | 15,400 | 14,268 | 12,875 | 30,972,000 |
| 日 向 学 院 中 | 450 | 397 | 397 | 952,800 |
| 総 計 | 15,850 | 14,665 | 13,272 | 31,852,800 |

第11表 昭和48年度の宮崎県私立中学高等学校に
対する実質的な県費補助金

| 区 分 | 算 出 基 礎 |
|---------------------------|--------------|
| 私立中学高校に対する 補助金総額 (A) | 217,644,000円 |
| 授業料負担軽減措置に 要する財源 (B) | 31,852,800円 |
| 実質的補助金額 $(\frac{C}{A-B})$ | 185,791,200円 |
| 本年度私立中学高校在籍(D) | 14,665人 |
| 生徒1人当り補助金 $(\frac{C}{D})$ | 12,669円 |
| 交 付 率 | 60.3% |

第10表に示したように、授業料等負担軽減のために、生徒1人月額200円、年額2,400円の

補助金の措置をすれば、31,852,800円の財源を必要とする。

この補助金額を新規事業として組むことができず、昭和48年度当初予算に組み入れられているとすると昨年度までと等質の本年度補助金額は、第11表に等しいと言うことができよう。

第11表から明らかなように、生徒1人当たりの補助金額は12,669円となり、交付率は60.3%に低下したと等しい結果を生ずる。この場合を第8表における全国都道府県の順位にあてはめると、全国第43位で、下位より数えて3番目の惨めな状況となる。また、交付率の60.3%は昭和45年運営費補助が始まって以来最低となることは、第3表の示すところである。

本県私学団体としては、授業料等負担軽減措置は、現在の本年度当初予算額に上積みする形で、追加予算に計上するよう要求すべきである。その要求額は第10表に示した通り、3,200万円である。もしこれが実現されなければ、来年度の授業料値上げ額に上積みして徴収する姿勢を示さざるを得ないであろう。

V 昭和48年度宮崎県私立中学高等学校の 運営費の算定と本年度の要求

1) 昭和47年度における都道府県別地方財政推計額より見た宮崎県の補助金

日本私中高連でまとめた昭和47年度都道府県別地方財政措置推計額¹⁾によると、昭和47年度における積算の基礎となった生徒数は、中学412人、高校13,690人、計14,002人となっている。運営費補助に関しては、人件費に対する補助が内容である。その生徒1人当たりの積算基礎となった単価は10,955.5円である。また私学共済補助金（1,000分の8）及び退職金社団補助（1,000分の36）の補助も併せて表示すると第12表の通りである。

第12表 昭和47年度における都道府県別地方財政推計額より見た宮崎県の補助金

| 区 分 | 生 徒 数 (A) | 生徒1人当たり 単 価 (B) | 自 治 省 算 定 の 推 計 額 (A×B) |
|---------|-----------|--------------------|----------------------------|
| 運 営 費 | 14,002人 | 10,955.5円 | 153,399千円 |
| 共 済 補 助 | | 2,206.7 | 3,560.2 |
| 退職金社団補助 | | | 25,332 |
| 設 備 費 | | 437.8 | 6,136 |
| 計 | | 13,600 | 190,427.2 |

昭和48年度における運営費補助は、昭和47年度に比し、59.2%の増加であると言われていたことは、すでに第12表に示した通りである。従って、生徒数は本年度14,268人であるので、昭和47年度と同様にして、運営費の自治省算定の推計額を求めると、59.2%増として昭和48年度分は248,850千円となる。概算24,900万円である。

2) 本年度の宮崎県私立中学高等学校の公費助成要求額について

以上述べて来たところから、本年度の公費助成要求額をまとめると、次の第13表の通りとなる。

第13表 昭和48年度における私立中学高等学校の公費助成要求額

| 区 分 | 要求額 (A) | 本年度当初予算額 (B) | 追加予算額 (C) |
|-----------------|---------|--------------|-----------|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 運 営 費 補 助 | 249,000 | 202,000 | 47,000 |
| 授 業 料 等 負 担 軽 減 | 32,000 | 0 | 32,000 |
| 私 学 共 済 補 助 | 5,244 | 5,244 | 0 |
| 退 職 金 社 団 補 助 | 12,000 | 4,500 | 7,500 |
| 施 設 設 備 補 助 | 30,000 | 0 | 30,000 |
| 研 修 補 助 | 1,500 | 500 | 1,000 |
| 振 興 資 金 利 子 補 給 | 5,400 | 5,400 | 0 |
| 合 計 | 335,144 | 217,644 | 117,500 |

昭和48年度における私立学校生徒1人当たりの補助金額は21,000円であると言われる。本年度在籍数は14,665人であるので、推定される地方交付税中の宮崎県私立中学高等学校分は307,965千円であると算定される。これに対する要求額の比率は108.8%となる。

Ⅵ 結 び と し て

宮崎県の私立中等学校に対する公費助成の状況を検討し、次の点を明らかにしたので報告する。県中高協会は、本県の立ち遅れている状況を認識し、全力を挙げて補助金増額に取り組むべきである。

1) 宮崎県の私立中学高等学校に対する県費補助金の状況を見ると、毎年大巾な補助金の増額が行なわれ、昭和46年度62.8%増、昭和47年度41.9%増、昭和48年度は当初予算で80.2%増となっている。増額の比率について言えば誠に目覚ましい伸びを示しており、その意味からは、県の私学振興に対する積極的姿勢を評価できる。

2) 地方交付税の積算基礎となった私立学校(高校以下)生徒1人当たりの補助金額は、昭和45年は5,000円、昭和46年度は8,360円、昭和47年度は13,600円で、学校法人立幼稚園はその4割であったといわれる。また、昭和48年度は21,000円に予定されているという。

3) 著者の算出したところによると、宮崎県の生徒1人当たりの補助金交付額は、昭和45年3,790円、昭和46年6,680円、昭和47年8,314円であった。また昭和48年当初予算では14,841円であって、2)に述べた積算基礎単価に比較しかなり低い。

4) その点を明らかにするため、積算基礎単価に対する交付率を求めると、昭和45年に75.8%であったものが、昭和46年には79.9%と上昇したのであるが、昭和47年には61.1%に急落し、昭和48年度には70.6%となったのであるが、その内容には問題がある。その点については、後に述べる。

5) 本県中高協会として本年度の目標とすべきは、交付率100%の達成であって、当初予算に上積みして増額さるべき補助金額は、約90,321千円である。

6) 九州各県の状況と比較すると、本県私立中学高等学校の補助金の交付状況は、九州7県の中で最も低い。九州内でもすでに交付率が100%を上廻っている県に熊本県及び佐賀県の2県があり、本県で追加予算の増額を求めるのは当然であろう。

7) 現在の宮崎県の示している私立中学高等学校振興費補助金交付要綱には施設設備整備費補助は振興費予算に組み入れているとしているが、設備費補助の行なわれていない県は極めて少ない。昭和48年度より実施されると聞くが、理産振補助金と同額の補助を行ない、私学の教育条件整備を推進すべきであろう。

8) 研修補助については、九州内でも2県が私立高校教員海外研修補助を行なっている。研修補助に積極的姿勢を望みたい。

9) 退職金社団補助金は地方交付税の積算に当たり、標準給与費の1,000分の36として、毎年給与の改訂や昇給により増額されているにもかかわらず、本県では社団発足以来一度も増額されないまま今日に至っている。昭和44年以来据置きの本県の退職金社団補助金の450万円は、九州7県の最低で、下位より2番目の佐賀県の51.4%に過ぎない。私学在籍生徒数では、本県は佐賀県及び大分県より多いので、少なくとも九州7県中下位より3番目の大分県の退職金社団補助の1,200万円より多くなるべきであろう。

全国ではすでに18都道府県(39.1%)において定率補助を行なっている。私学共済補助金と同様に定率補助に移行すべきである。

本県退職金基金社団は、昭和46年10月の財政再計算により、掛金率は1,000分の63と算定されている。この掛金率はベースアップを見込んでいないので、将来共この掛金率を適用すると、退職金の支払財源に重大な支障をきたすおそれがあるといわれている。

昭和48年度について12.5%のペアを見込むと、そのため、420万円の別途財源が必要となり、少なくとも県費の退職金団体補助は1,000分の19の定率補助が必要となるという。

また、昭和48年3月現在の後発債務総額が3,787千円あり、これを5年均等償却する場合、1年当たり2,086千円が必要である。

従って、現在の本年度当初予算に計上された4,500千円の補助金の外に、上に述べたペアによる必要額4,200千円ならびに後発債務償却の第1年目相当分の2,086千円の合計11,786千円は是非とも必要な予算である。

10) 日本私中高連の資料によると、宮崎県の補助状況は昭和47年度、昭和48年度共に全国都道府県中41番目で極めて低い。昭和47年度において交付率が100%を上廻っている都道府県が25(54.5%)都道府県もある。

11) 本県では昭和48年度授業料値上げを、生徒1人当たり月額200円抑制したが、それに見合う授業料等の負担軽減措置(年3,200万円@2,400円)が期待通り行なわれなかった。従って昭和48年度当初予算は実質的な交付率が60.3%に低下し、生徒1人当たりの補助金額は12,669円になった。これは全国都道府県中43位で、下位より数えて3番目の惨めな状況である。交付率としても、運営費補助の始まった昭和45年度以降最低の比率である。

全国では21都道府県(45.7%)で予算を計上して、授業料等の父母負担軽減を実施している状況であるので、別途新規事業として予算化されるよう、前に述べた3,200万円を要求すべきであろう。

もしこれが実現されなければ、本年度抑制した授業料月額200円の値上げは、本年度の授業料値上げ額に上積みして徴収する姿勢を示さざるを得ないだろう。

12) 昭和47年度において宮崎県に交付された私立学校運営費補助額(自治省算定の推計額)は153,399千円であるといわれる。この算定方法により算出した額に対し、昭和48年度の

増加率159.2%を乗じて求めた本年度運営費は、概算24,900万円である。

13) 以上のことから、昭和48年度における本県私立中学高等学校の公費助成要求額をまとめると、総額335,144千円となり、その交付率は108.8%となる。本年度当初予算に217,644千円が計上されているので、追加予算要求額は117,500千円となる。(昭和48年6月記)

文 献

- 1) 大坪孝雄：宮崎女子短期大学研究紀要，第4集（昭和48年）
- 2) 大坪孝雄：宮崎女子短期大学研究紀要，第4集（昭和48年）
- 3) 大坪孝雄：宮崎女子短期大学研究紀要，第4集（昭和48年）
- 4) 日本私立中学高等学校連合会：昭和48年度都道府県私立学校関係助成予算一覧（昭和48年3月）
- 5) 宮崎県教育委員会：昭和44年度学校一覧，5頁及び92頁（昭和44年）
- 6) 宮崎県教育委員会：昭和45年度学校一覧，5頁及び90頁（昭和45年）
- 7) 宮崎県教育委員会：昭和46年度学校一覧，5頁及び98頁（昭和46年）
- 8) 宮崎県教育委員会：昭和47年度学校一覧，5頁及び100頁（昭和47年）
- 9) 宮崎県総務課：昭和48年度生徒数調（昭和48年5月1日現在）
- 10) 宮崎県総務部総務課：宮崎県私立中学校及び私立高等学校振興費補助金交付要綱（昭和47年10月16日）
- 11) 日本私立中学高等学校連合会：昭和47年度都道府県別地方財政措置推計額（昭和47年）